

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年9月13日（火）9：00～9：45

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、真田安全審査官、

水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

東濃地科学センター 副所長 他2名

人形峠環境技術センター 次長 他1名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、核原料物質使用者である東濃鉱山及び人形峠環境技術センターについて、両拠点が有する核原料物質を含むウラン鉱石の海外製錬及び東濃鉱山の閉山措置に関する説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した。

- ・海外における製錬に使用する原料として、イオン交換樹脂及び活性炭を対象としているという説明を受けたが、イオン交換樹脂及び活性炭は放射性廃棄物には該当しないのか。
- ・今後、東濃鉱山は核原料物質の払い出しを経た後、使用の廃止の届出を行うと説明を受けた。東濃地科学センター及び人形峠環境技術センターについては、同様の対応となるのか。
- ・東濃鉱山の閉山に向けた進捗状況を教えてほしい。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

- ・イオン交換樹脂及び活性炭は、坑道水中のウランの除去に使用されたものであり、使用後のイオン交換樹脂及び活性炭にはウランが含まれている。このため、機構としては、海外に払い出すイオン交換樹脂及び活性炭は、ウランを含む有価物と考えており、放射性廃棄物には該当しないと考えている。また、機構においては、試験利用を目的として、海外に払い出した実績もある。その際、輸出貿易管理令に基づく輸出許可を経た上で払い出しを行っており、輸出に際して特段の問題は生じていない。
- ・海外における製錬のため、東濃地科学センター及び人形峠環境技術センター内のウラン

鉍石を払出すことになるが、これ以外に、両拠点内には劣化ウランやトリウムが残っている状態である。東濃地科学センターにおいては、トリウムを地下の鉍石保管施設に保管している状態であるが、保管方法を地上保管とするよう変更する予定である。トリウムについては、耐火材等の工業原料として有効活用の方策を考えている。

- ・東濃鉍山については、施設中長期計画に基づき、令和4年度までに当該鉍山の閉山に向けた核原料物質の措置を講ずることを計画している。

これに対し、規制庁から、以下の点を指摘した。

- ・許可を得ている核原料物質の有効利用などを検討しているという説明があったが、使用の目的及び方法、核原料物質の数量等の変更が生じる際は、審査を担当する使用班に前広に情報共有を行い、必要な手続きを行うようお願いしたい。

これに対し、機構から、了解した旨回答があった。

6. 配布資料

東濃鉍山の閉山措置とウラン鉍石等の措置について

以上